



粗大ゴミ(家電4品目)の収集運搬料金は一千四百円に決定

4月1日より、家庭から出る粗大ゴミ（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の引取りを家電小売店又は組合指定の運送業者へ依頼するときに支払う費用のうち、収集運搬料金が二千四百円（税別）に決まりました。この金額は、山武郡環境衛生事業振興組合管内（横芝町・松尾町・芝山町・山武町・蓮沼村）の家電小売店や組合指定の運送業者に適用されます。

なお、引取りを依頼する場合は次の様になります。

1. 家電小売店へ依頼する場合（1台あたり）

収集運搬料金	リサイクル料金	合計	支払う	家電小売店
2,400円 (税別)	エアコン 3,500円 テ レ ビ 2,700円 冷 蔵 庫 4,600円 洗 灌 機 2,400円	税 別	=	使った人 (消費者) が負担し ます。

※家電の種類、大きさ
に関係ありません。

※一部の家電では金額が
違います。

2. 組合指定の運送業者へ依頼する場合（1台あたり）

収集運搬料金	リサイクル料金	合計	収集運搬料金の支払いと 家電リサイクル券の引渡し	組合指定の 運送業者
2,400円 (税別)	事前に郵便局で上の欄 と同じ金額を支払い、 証明書(家電リサイク ル券)をもらいます。	=	使った人 (消費者) が負担し ます。	

※家電の種類、大きさ
に関係ありません。

※一部の家電では金額が
違います。

家電リサイクルQ&A

こんな疑問！

Q 4月以降の粗大ゴミの出し方どうなるの？

A 家電リサイクル法が4月1日施行により、この日から山武郡環境衛生事業振興組合（横芝町他4町村で構成）では、粗大ゴミとなったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫は回収しないことになりました。又、自己による組合への持込みもできなくなります。

その他の粗大ゴミは、今までどおり回収します。

Q 家電製品（4品目）を買うときに、リサイクル費用の上乗せはできないの？

A 家電リサイクル法を作るときに、いろいろな意見が検討されました。しかし、家電は長く使用されるため、作るときに将来のリサイクル費用を予測することが困難。

- ① 家電は長く使用されるため、作るときに将来のリサイクル費用を予測することが困難。
- ② 家電メーカーが倒産などしたら、上乗せしたりサイクル費用が無駄になってしまいます。
- ③ 今、家庭で使用されている家電はリサイクル費用を払っていない。以上のことなどにより、上乗せはしないことになりました。